

令和 5 年 第 1 2 回 茨木市障害者差別解消支援協議会

開 催 日 時	令和 5 年 8 月 23 日（水）午後 2 時 30 分～午後 4 時 3 分
開 催 場 所	茨木市役所 南館 8 階 中会議室
開 催 形 態	公開
議題（案件）	1 茨木市障害者差別解消支援協議会の運営について 2 令和 4 年度 各機関における差別解消に向けた取組について （報告事項①） （1）各機関における取組について （2）茨木市の取組について 3 茨木市の保健福祉に関するアンケート調査について（報告事項②） 4 その他（今後の予定、連絡事項など）
配 布 資 料	会議次第 【資料 1】 【資料 2－1】 【資料 2－2】 【資料 3】 配席表

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局	1 開会 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、茨木市障害者差別解消支援協議会に御出席いただきありがとうございます。 まだ全員の委員がおそろいではないのですが、定刻となりましたので第12回茨木市障害者差別解消支援協議会を開会させていただきます。 私は本日の司会を務めさせていただきます障害福祉課の太田と申します。よろしくお願いいたします。 それではまず開催に当たりまして、福祉部長の森岡から御挨拶を申し上げます。
福祉部長	皆様、こんにちは。第12回の茨木市障害者差別者解消支援協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。 本日は非常にお忙しい中、また暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。また日頃から本市行政全般、とりわけ福祉行政の推進に温かい御理解と御支援をいただいておりますことをお礼申し上げます。ありがとうございます。 本日は令和4年度の差別解消に向けた取組の共有を主な議題としております。ここにお集まりいただきました委員の皆様がそれぞれのお立場で取り組んでいただきました取組ですね。それと、あと本市のほうでの取組の共有を通じまして障害のある人もない人も、また茨木市の事業者の方、企業の方、それぞれの関係機関の皆様が、私ども市と一体となって、差別解消に向けた取組を進めていく、効果的に円滑に進めていくということができればと考えております。そうすることによりまして、「共に生きるまち茨木」の実現に努めてまいりたいと考えております。 本日、また今後とも、差別解消の取組に御協力、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
事務局	それではまず、今回より就任された委員の御紹介をさせていただきます。

	人権擁護委員会の諏訪委員に替わりまして、令和５年４月１日付で就任されました高田委員です。
委員	高田です。よろしくお願いします。
事務局	次に、茨木市障害者地域自立支援協議会当事者部会の青木委員に替わりまして、就任されました榎本委員です。
委員	榎本です。よろしくお願いします。
事務局	どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、会議に入る前に会議資料等の確認をさせていただきます。 まず、本日の会議資料として事前にお送りしましたのが会議次第、資料１、資料２－１、資料２－２及び資料３の５点です。
委員	資料２－２が抜けています。いただいてなくて。
事務局	すみません。こちらのミスで申し訳ございませんでした。 それでは協議会規則第５条第１項の規定に基づき、ここからは田村会長に議事の進行をお願いいたします。
会長	皆さん、こんにちは。立命館大学の田村です。よろしくお願いします。 それでは第１２回茨木市障害者差別解消支援協議会を始めてまいりたいと思います。 まず初めに、本日の委員の出席状況と傍聴者について事務局から報告をお願いします。
事務局	本日は協議会委員１５人中１４人の出席をいただいております。半数以上の出席でありますので、本協議会規則第５条第３項により会議は成立いたしております。 また、傍聴の方は本日いらっしゃいません。
会長	はい、ありがとうございます。

	それでは議題に入ります前に、本日予定される議題における個人情報の取り扱いについて事務局から説明をお願いします。
事務局	本日、個人情報を取り扱う議題は予定しておりません。なお、会議録の作成のために録音させていただきますことを御了承ください。
会長	はい。録音よろしいですね、皆さん。 では会議の公開・非公開についての取り扱いが決まりましたので、会議のほうを始めていきたいと思います。 それでは、まず次第１の「茨木市障害者差別解消支援協議会の運営について」事務局から説明をお願いします。
事務局	障害福祉課の井上でございます。よろしくお願いいたします。 お手元の資料１という横長の資料でございます。新たに委嘱させていただきました委員がいらっしゃるということも踏まえまして、改めて本協議会の位置づけや機能について説明をさせていただきます。 まず、本協議会の位置づけです。本協議会は、障害者差別解消法に規定される協議会ですが、自治体によってその設置根拠や位置づけが異なります。本市におきましては、本協議会は「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を設置根拠としており、地方自治法に基づく本市の附属機関として位置づけております。 附属機関とは、法や条例に基づいて設置するもので自治体が行う住民の権利義務に影響を及ぼす事柄につきまして、自治体の長の求めに応じて調停・審議・審査または調査を行う審議会や審査会などの組織のことです。近隣他市におきまして、障害者差別解消支援協議会は他の既存審議会等の一部として設置されている自治体、単独設置の自治体、未設置の自治体に分かれます。単独設置の場合、市町村で附属機関、審議会として位置づけている自治体はあまりないようです。法の趣旨にのっとり、地域の関係者が話し合う協議会として各自治体の要望などによって設置している事例が多く、本市のように差別解消支援協議会単独設置でありながら、附属機関として位置づけされているのは市町村としては比較的珍しい事例ではないかと思います。 茨木市が本協議会を附属機関として位置づける必要のある理由としては本市の独自条例である「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづく

	り条例」の中に法では定めのない事業者と障害者の間に起こった差別事案の紛争解決機能として、本市が案件の解決のためのあっせんの適否決定、差別事象の改善に向けた事業者への勧告、それでも改善されない場合の事業者名の公表、という障害者や障害者の権利義務に踏み込んだ介入を行う権限を規定しており、本市がこの権限の行使に当たり、本協議会へ意見を求める審議会の性質を持つ仕組みにしているということが理由でございます。本市においては、条例による紛争解決権限に関わる審議会機能があるために、障害者差別解消法が求める協議会としての機能も含めた市の附属機関として位置づけています。 次に本協議会の機能ですけれども、本協議会の機能は先ほどの理由により、大きく2つの機能があります。図を御覧ください。 1つ目の機能が、図左側の1と示す部分に記載しております。差別解消法が定める協議会機能となります。具体的には前回の本協議会で大阪府からの説明もあったとおり参加機関、それぞれを主体として、それぞれが対応した相談事例やそれぞれが行っている取組を持ち寄り、地域全体で差別相談に対する対応力を高め、差別の起こらない地域づくりを行うというものです。この協議会機能におきましては、参加機関同士の情報共有、意見交換、共同で行う取組などにより、互いを触発し合いそれぞれの施策、日常業務や活動に還元し、またこのテーブルの外でも連絡を取り合い、協力していける関係づくりが重要です。実際に、本市の合理的配慮助成金の利用促進のため、このようなコラボレーションを行ってきた経過もございます。 2つ目は図の右側2に示す部分に記載しております、本条例が定める差別事案の紛争解決機能です。事業者と障害当事者間で生じた事象または関係機関それぞれで対応や解決ができなかった事例などについて、本市で相談や調査を行います。まずは事実の確認をし、事業者、障害当事者の間に入って話し合いの場を設け、解決の支援を行います。しかし解決が難しく、事業者等からのあっせんの申し立てがあった事例につきましては、条例に定めるあっせん可否や事業者への勧告、事業者名の公表を行うことを検討し、本協議会へ意見を求めたり、あっせんの依頼を行ったりします。この審議会機能では、あっせんの内容、事業者に対し一定の社会的な影響となり得る勧告や公表といった行為の必要性や妥当性を、公正に御審議いただくことが重要です。 本協議会の設置からこれまで主に条例に定める紛争解決機能の枠組みや運用についての協議を中心に推移し、本市の相談事例や取組を報告させてい
--	--

会長	ただいております。また、委員の皆様からの御意見をいただいていた事例検討についても、ようやく昨年度実現したところでございます。本市といたしましては、今後の本協議会におきまして平時には参加機関それぞれを主体とした障害者差別のない地域共生社会づくりについての協議や取組を中心とし、一方で対応すべき事象が発生した際には皆様の御意見をいただいた上で、条例に基づく紛争解決が適正に実施できればと考えております。 説明は以上です。 はい、ありがとうございます。 今の説明について御質問等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。どうでしょうか。 なお、御発言する際は挙手をお願いします。マイクをお持ちしますので、その後マイクをお持ちの上、御発言のほうよろしくをお願いします。質問とか、あるいはよく分からないところとかございませんか。本協議会の機能というか位置づけ、役割等が整理された形で御説明いただいたわけですけど。この間ずっと議論されてきたことでもあるので特にございませんでしょうか。ないようでしたら、次に行きますがいいでしょうか。よろしいですか。 はい、ではないようですので。また時間が余ったりするとこの辺がもう少し分からなかったということがございましたら、また出していただけたらと思います。 では次第の2のほうに移りたいと思います。 次第の2「令和4年度の各機関における差別解消に向けた取組について」という議題です。先ほどの説明でいうと1番ですね。持ち寄って、それを皆さんで意見交換をしながら、もっとやってほしいとか。あるいは、回数を増やしてほしいというようなところを含めて評価をしたり、あるいは意見交換をしたりということになるかと思います。 今後、本協議会において参加機関それぞれが主体となって取組を進めていくため、委員の皆様には令和4年度にそれぞれの立場で取り組まれた内容について御回答いただき、資料2-1のとおりまとめております。委員の皆様には、これからそれぞれのお取組などについて簡単に御紹介いただきたいと思います。 まずその前に市の取組実績について事務局から説明のほうをお願いします。
-----------	--

事務局	障害福祉課の谷口と申します。先ほどは資料の配付につきまして不手際がございまして、大変申し訳ございませんでした。 資料の順番が前後いたしますが、資料の２－２。先ほど、お配りをさせていただいた資料２－２に沿って、令和４年度の茨木市における取組実績について御報告をさせていただきます。 まず資料の１ページと２ページは相談事案への対応についてでございます。令和４年度の相談事案への対応件数は、全件数で１１件でした。「相談者の内訳」が障害のある方からが２件。御家族からが２件。それから支援者の方からが１件。こういった方からか不明なものが６件でした。 次に「市への相談経路」でございます。障害のある方御本人からの相談が２件。御家族からが２件。支援者の方からが１件、不明が６件でした。 その下の「相談内容の類型」についてでございます。令和４年度に対応した１１件全てを上から３つ目「その他」の不快・不満及び相談・意見・要望に分類しております。 続けて１ページめくっていただきまして、２ページを御覧ください。 相談事案を対象分野別に分類したものです。１番上の商品・サービスが６件。公共交通機関が１件。医療が１件。行政機関が２件。そしてその他が１件という内訳になっております。 次に、障害種別ごとに見ますと身体障害が１件。知的障害が３件。精神障害が１件。そして残りの６件は不明です。 次に相談内容の一例ですが、個人情報観点から資料には概要のみ記載をしております。知的障害を持つ方がバスに乗って降りられる際に誤って期限の切れた定期券を提示してしまった際に、故意に期限切れ定期券を使用したというふうに決めつけられ、不快な思いをなさったという内容がございました。 次に「関係機関等への相談対応研修」ですが、令和４年度におきましては新型コロナウイルス感染症拡大のため、研修を行うことはできませんでした。 続きまして、「研修・啓発の取組」につきまして、人権・男女共生課から御説明をいたします。
事務局	人権・男女共生課の松澤です。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは研修・啓発の取組につきまして、御報告いたします。資料的には

事務局	この続きになりまして、資料２－２の２ページ、３ページから８ページのところになります。 人権・男女共生課のほうでは、各課から人権に関する様々な取組を報告してもらい、年度ごとに取りまとめを行っております。本日は、その中から障害者の人権問題に関する研修や啓発の取組を御報告いたします。 それでは資料２－２の３ページを御覧ください。 講演会１、研修９件。啓発７件。講座７件の全部で２４件の事業がありました。講演会・研修・啓発・講座からそれぞれ１つずつ事業を報告いたします。資料の７ページを御覧ください。左上に「具体例」と書いてある部分になります。 まず「講演会」につきまして、「人権啓発講演会」を５月２７日に開催いたしました。人権意識の普及・高揚を図るために実施しております。令和４年度は講師として、大阪公立大学の松波めぐみさんに来ていただき「誰も取り残さない社会へ～合理的配慮はすべての人のために～」というテーマでお話をさせていただきました。 続きまして「研修」といたしまして「障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会研修会」を令和５年１月２６日に実施しております。この研修では、権利擁護をテーマとして、虐待に関しての知識の学習を行っております。 続きまして「啓発」といたしまして、令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで１年間なんですけれども、市内を走行する一部の路線バスの車両側面に虐待防止啓発のラッピングを行いまして、障害者・高齢者等への虐待・暴力の根絶に向けての理解促進等を行いました。 最後に「講座」としてですが、視聴覚障害者コミュニケーション支援のため音訳ができる人材の育成、講習会として９月と１０月の間に全６回の音訳講習会を開催いたしました。 研修・啓発の取組については、以上になります。 続けて、資料の９ページを御覧ください。 「合理的配慮の提供等に係る主な取組」につきまして、障害福祉課から御報告を申し上げます。 まずイベントなどへの手話通訳及び要約筆記者への派遣ですが、令和４年度は手話通訳が８４件の派遣、そのうち茨木市または茨木市教育委員会からの派遣依頼は３２件でした。なお、病院などへの通院の同行など派遣の申請
-----	---

	を伴わないものを含めると年間の派遣延べ人数は、1, 837人でした。要約筆記につきましては、令和4年度の派遣件数が17件で、市及び市教育委員会からの依頼はございませんでした。手話通訳、要約筆記ともに件数は横ばいです。これは新型コロナウイルスの影響もあったことが原因と考えられます。 次に「事業者の合理的配慮の提供に係る助成金の状況」です。令和4年度の助成状況ですが、件数は10件。助成金額の総額は65万円でした。内訳は、飲食店に対するものが7件。医療機関に対するものが3件でした。助成内容ですが、コミュニケーションツールの作成に9件、45万円を助成し、残りは工事の施工が1件、金額は20万円でした。この助成金につきましては、申請件数が伸び悩んでいるということがかねてより課題でございます。広報誌ですとか、茨木市ホームページへの掲載をしたり。あるいは商工会議所が発行していらっしゃいます会報へのチラシの挟み込みなども行いまして制度の周知を試みておりますが、今後も制度の周知はもとよりこの助成金の効果的な在り方などにつきまして、本協議会において皆様の御意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。 最後に「障害者差別解消法や本市の条例に関する出前講座」ですが、令和4年度の実施は0件でした。こちらも新型コロナウイルスの影響があると考えられます。 市の取組についての御説明は以上です。
会長	はい、ありがとうございました。 では続けてになりますが資料2-1のところの「各機関における取組の状況について」ということで今、茨木市のほうから報告をいただいたので、その順番で2番、3番、4番、5番…と最後までいって、ここに載ってないところでの報告が2件ありますので、お願いをしようかと思いますが。心の準備はよろしいでしょうか。いいですか。 はい、ではマイクのほう、お願いします。
委員	障害者当事者部会、内野です。 一応、当事者部会でヘルプマークをPRするために障害者当事者の人たちに向けてアンケートを実施しまして、それでいろんな回答を得て、それにいろいろな話し合ったりずっとしていました。どうしたら効果的にヘルプ

会長	マークが世の中に浸透していくかなということを話し合ってたんですけど、まずちょっとそれに先立ってやっぱりこどもにちょっと知ってもらうのが大事かなと。小学生はやっぱり感性が敏感というか、ちょっとすぐ「あれ何かな」みたいな興味を持つ世代です。一応、こども向けにヘルプマークを知ってもらうための資料を作る話になり、今その資料を作るために話し合ってます。もう10月あたりにできる予定なんですけど。そういう取組です。 はい、ありがとうございました。 内容についての御意見、御質問等もあろうかと思いますが、全ての委員からは説明が終わった後にいただきたいというふうに思いますので、たくさんになるかもしれませんがメモしながら発言のほうお聞きいただければと思います。 それでは引き続き3番のほう、お願いします。
委員	はい、大阪弁護士会から弁護士の小谷ですが、ちょっとアンケートをいただいたときは、弁護士会という回答になるのは想定しておらずに、会としてはもっとたくさんいろいろやっているのですが、私個人として関わりを持ったという感じでお答えをさせていただいたところでは、大阪府下の各自治体に消費者センターとか消費生活センターとかあるんですけど、その職員と弁護士との勉強会というのを定期的にコロナ前は毎月とか2か月に1回とか聞いてたんですけども開いているものがあるんですけど、そこで消費生活センターの職員さんとか行政の職員さんなんですけど、消費者被害ですよ、詐欺なんか。振り込め詐欺は警察かな。何か布団を買わされたりとか、サブリを大量に送りつけてくるとか。そういった消費者被害の救済相談というところは詳しいんですけども障害者差別解消法というもので合理的配慮をしないとイケないというところがあまりちょっとピンとこられていなかった。それは担当する弁護士でもですね。消費者畑というんですけど、消費者被害に詳しい弁護士でも「そういう法律ができてたんですか」というようなところもあってですね。もちろん弁護士なので、法律の名前は知ってはいっても具体的に何をするかというところをぜひそれを解説してほしいということで、私のほうで短い時間でしたが説明をしてまいりました。 それともう1つは、裁判傍聴の関係なんですけれども、ちょっと大きい法廷を使う裁判を担当しておりまして、その中で聴覚障害のある傍聴の方が

	多くいらっしゃる。ということで手話通訳や要約筆記の手配をかけて、その裁判で話す内容もパワーポイントで分かりやすく傍聴席に向けて、ルビを振ったもので説明をさせていただいたりとか、そういうことをしております。その内容を説明する集会というのも期日ごとに開いているんですけど、そこでも同様に対応いたしました。 以上です。
会長	はい、ありがとうございます。 では次は、4番は特になしでよろしいですかね。
委員	4番は社会福祉協議会なので説明をさせていただきます。4番、社会福祉協議会のほうですけど福永です。よろしくお願いします。 小学校等で実施している福祉教育というふうに書かせていただいております。小学校だけじゃなくて中学校のほうにも行かせていただいて、令和4年度は32日間ぐらい、福祉教育という形で参加させていただいてます。内容につきましては、障害を持たれてる当事者の方、車いすユーザーの方であったりとか視覚障害の方、聴覚の障害の方と小学生やこどもたちとの出会いというのを大切にして、皆さんが思っているできること、なかなか困難なこととか等を一緒に話をしたりとかですね。あとは当事者のふだんの暮らしのお話であったりとか。どんなお仕事をされてるかとか、障害を持たれてる方もこういうふうに生活をされてるんだなということを当事者のほうから語っていただいて、それを聞いて地域でいろんな方が一緒に生活をしてるんだよというところを、お互いを認め合うというところですね、こどもたちに伝えるようにさせていただいております。 また、そこでは地域の社協の組織である地区福祉委員会、地域の住民さんですね。地域の住民さんにも一緒に参加をしていただいて実施した地域もございます。 あとは障害者スポーツという障害者の方と一緒に、ちょっとゲームを楽しんだりとかですね。スポーツをしたりすることで、こういうこともできるし、こういうところがやっぱりサポートが必要なんだなというところを実際に体験をしていただいて、お互いを認め合うというところで活動をしています。小学校ですと総合の時間とかですね、そういった時間も限られてる中で実施をするんですけども、そういった中で、本当に当事者の皆さんにも御協

会長	力いただいていますし、今年度も引き続き実施をしていきたいなというふうに考えております。 以上です。
委員	はい、ありがとうございました。 次の5番目はどうでしょうか。
会長 委員	すみません。ちょっと会議の内容が私は分からなかったものですから特に何も私はしなかったかなと思って回答したんですけれども、実は5月27日の人権啓発推進委員会の協議会の講演会とかにも出させていただいて、「合理的配慮の全ての方のために」ということに参加させていただいております。 あと12月1日に人権週間の街頭啓発キャンペーンがあるんですけれども、そこに3年振りぐらいに今回は、去年の12月に出させていただいたんですけれども、そのときに障害を持っておられる方々がいろんなことを作業所で作っていただいておりますので、その中から何点かピックアップさせていただいて、啓発のお手紙と一緒にお渡しさせていただきました。 はい、以上です。 はい、ありがとうございました。 では、次は6番目、どうでしょうか。お願いします。 医師会の根来です。いつもお世話になっております。 医師会としての取組というよりもちょっと個人の診療所のお話になってしまいうんですけれども、医師会に関しては会員の先生方に条例があることをアナウンスして周知徹底しております。 以下はちょっと診療所レベルの話になるんですが、もちろんなんですけどうちのスタッフ全員に条例があるということの勉強会を開催しております。 あとは医療機関として、ごく当然の配慮と書いてありますが、たくさんやっぱり医療機関がやることがありまして、認知症の方とか脳梗塞で麻痺のある方もいらっしゃるし、高次機能障害をお持ちの方もいて。あと高度難聴、あと視覚障害。あと先天的な脳性麻痺の方もいらっしゃいますけど、こういう方たちが50歳、60歳になって80歳ぐらいの保護者の方が付き添って

会長	いられるケースもありますし、いろんなケースがあります。その各個人、いろんなサポートが、全然違う種類のサポートが要るんですけども、まずうちの医院ではカルテに小指の先ぐらのカラーのシールを貼っておいてですね、赤はどのようなタイプの方、緑はどんなタイプの方。そのカルテを見たらこういう方だなと分かるようにスタッフが共有できるようにしてます。移動にサポートが要る方は看護師がついて院内の動線誘導すると。難聴の方はゆっくり話したり、紙に書いたりとかそういうことは当然のこととしてさせていただいてます。 私からは以上です。
委員	はい、ありがとうございます。 また本当に御意見とか質問とか内容をもう少し聞きたいということがありましたら、最後になるとごちゃごちゃするような気もしますが最後にお取りしますので、メモをしておいていただけたらと思います。 では7番、よろしくお願いします。 はい、歯科医師会の永田です。 僕もこれ最初に認知機能の問題のある方に対しては、複写式の手紙を書きながら治療説明なんかをして。その半分、複写式のほうの片割れのほうを患者さんに渡して、一応図解とかもしますので、なるべく分かりやすいようにと。それから聞いたことを忘れちゃうということも多いと思うので。特に入れ歯を持ってきてとかいうのを忘れちゃうとか。入れ歯を入れること自体も忘れる人が多いので、そういうので利用したりしてます。 それは個人的なことで。この新しくチェアを入れたときもそれをちょっと障害者の方が入りやすいとか、車いすで横づけして、そのままいけるとか。そういうことを配慮して、チェアを選択しています。 今もちょっと遅れて申し訳なかったんですけど、大学病院の全身麻酔で治療してたんですけど、今大体3か月から6か月待ちなんですよ。だから全身麻酔をかけるとなると、そんなに待たないといけなくなっちゃうので。だから何とかそれが障害のない方だったら、すぐに治療が受けられるものがそんなに待たないあかんというのは明らかにこれが合理的配慮に当たるかどうかは分かりませんが、やっぱりハード面もしっかりサポートしていかないとあかんということで。一応、ほかに全身麻酔ができる病院。ちょっと友誼会

	で上げてもらっていたので、歯科医師会と友誼会でちょっと話し合いをしながら障害者の受入れ体制をとっていくように、この間も病院を見学して少し打合せをしてきました。 今回、茨木市でも障害者歯科、診療ということを今、休日診療所を使って休日以外の日にはできないかということを模索して、ずっと言ってきたんですけど、なかなか行政側も分かってはいはると思うんですけど、なかなか動きがなかったんですけど。ちょっと今年から行政側も動いてくれているみたいなので、その辺も一緒になって頑張っていこうと思っております。 以上です。
会長	はい、ありがとうございます。 では続いて8番ですね。
委員	はい。茨木障害フォーラムの六條といいます。 合理的配慮助成金で点字メニューを活用されたお店に対して、視覚障害の当事者の方に確認のお願いをしています。実際に点字メニューがどう使われているかというのがすごく、当事者の方が利用されやすいのかどうかというのを確認作業をしていってもらってます。 それから合理的配慮助成金に活用されたお店の確認ということで、車いすの当事者の方に段差のあるお店がある場合はスロープの設置について依頼してもらえるようにお店に1回お話をしてもらったりとか。その次に茨木市の方に説明をしてもらうという流れでちょっと今取り組んでいる最中です。 それからハード面だけではなくて、ソフト面のところでいくと先ほど社会福祉協議会さんがお伝えされていた小学校の福祉体験学習に茨木障害フォーラムとしても協力をさせてもらってまして、車いすで行くと私とか、あと視覚障害の方、聴覚障害の方にそれぞれ学校から社協さんに依頼があって、それからIDFに依頼を受けて、一緒に取り組ませてもらってます。その状況でいくとやはり小学校でやっぱり社協さんの福祉体験学習はすごく効果的なのは分かっているんですけども、当事者の方が自ら体験談とかを話するというのはすごく小学校の生徒さんにとってはインパクトがあったりとかして、すごく興味深く聞いてもらったりとかしてるのでいい取組をさせてもらってます。これは3年、4年前ぐらいからやってる取組です。 それから今、複合施設の「おにクル」ができてきてますけども、そのサ

	ントリーパブリシティサービス株式会社、総合案内担当を担っているところがあるんですけども、その職員さん方に障害をどこまで理解してもらえてるのかというのを確認をさせてもらっている最中で、なかなかやはり地元の職員さんじゃない方もおられるので、IDFとしてもう一度障害を理解してもらおうということで研修などをさせてもらおうかなと思ってます。まずは、実際には講義的なものをやったりとか、実際に「おにクル」の施設が出来上がった後に、モデル的にそういう実施の研修をさせてもらったりできないかな、ということちょっと考えています。 以上です。
会長	はい、ありがとうございます。 では引き続いて9番、お願いします。
委員	菜の花障害者相談支援センターの舟木と申します。 相談支援部会の内容でもあるんですけども、今回ちょっと啓発ということで地域活動支援センターと、あと所属している法人での三島小学校区での取組というのをちょっと例として挙げさせていただきました。「イオンタウン茨木太田」の2階のイベントスペース、いわゆる商業スペースの中でちょっと学校とは一味場面を変えて、ふだん使っている商業スペースでの啓発。しかも体験ができるような形での体験を市内4か所の地域活動支援センターのスタッフと当事者と一緒に昨年度は2回実施させていただきました。当事者のポッチャのゲームを子どもたちと一緒にやったりとか。あと缶バッチを一緒に作って、皆さんの描いた作品をモチーフとした缶バッチを作ったり、こどもたちに実際に缶バッチを作ってもらったりとか、一緒にアート作品を作ってもらったりという、ちょっと協働体験を多く地域の町中のスペースでできるという形で企画させていただきました。ふだんの取組の啓発ということもあるんですけども、身近に感じていただくという、そういった目的も兼ねてさせていただきました。 それとあと当法人が精神科の傘下の病院で精神障害の理解ということとか、あと身近に地域に皆さんが暮らしているんだということを知っていただくということで、割と長年、昔から小学校区、小学校と連携をとりまして「こころの病とは」ということで、地域にある病院のことを知っていただくという機会を割と年数を長く持たせていただいています。コロナ禍があって、なか

	なか機会が持てなかったんですけど、令和4年度は講座という形で法人のスタッフのほうに来て、6年生の皆さんにお話をするということができました。コロナ禍前は、夏休みを利用して病院のほうとか福祉施設のほうにボランティア体験に来ていただいたというような形で交流を深めたりしていましたし、中学校のほうとは、ここには書いてないですけども一緒に交流卓球会をして、身近で本当に同じことをして楽しむということで身近にいらっしゃるということを知っていただくというようなことをしていただいています。という形で、ちょっと教育の部分と少し重なった形で取組を行わせていただいています。 以上です。
会長	はい。ありがとうございます。 では10番。
委員	J R 駅前商店会の北野です。上部団体は茨木市商業団体連合会に加盟しております。 個人のことでございますが、J R 駅前で酒屋をしております。それで酒屋ですけども立ち飲みのほうが今主流になっておりまして、聴覚障害の方も見えたりしております。品物を聞くなり、あと値段ぐらいしかちょっと手話でできないので、もうちょっと勉強したいなと思っております。資料2にかなりされてるみたいなので、また機会あれば参加したいです。 それからストレッチャーで見えたお客さんもいます。車いすで見えた方もいらっしゃいます。ただ、六條さんのこの車いすは入れないので、いつも外でお話をしておるんです。ちょっと昔のままで50年前の建物ですので、そういうふうな対応はできてないんですけども、ほかのお客さんも皆さん親切に対応されて喜んでおります。
会長	はい、ありがとうございます。 では11番、お願いします。
委員	茨木市駅東口商店会の肥田と申します。よろしくお願いいたします。 当商店会として具体的に何か行動したかというお問い合わせに取りましたので、商店会としては行動はできておりません。なかなか、これ、ぱっと見

	て分かりにくいなというのが私正直なところでした、この委員会にも数出させていただけてますけどやっと分かってきたなというのが正直なところなので。 先ほどこどもさん向けにヘルプマークのレクチャーをしようということ。障害者地域自立支援協議会ですね。そういうこども向けでなくてもいいんですけども、本当にぱっと見て分かりやすいマーク等をつけていただくと、商店の人間としては非常に分かりやすい。またそのマークはどういうことを意味してるのかという勉強はしやすいと思うんですけど、発達障害とは何かとか高次脳機能障害とは何かとか、事細かに書かれてもですね、スタッフ一人一人それを共有できるかというとなかなかできませんし。今度商店なので、一堂に集まって、そしたら100人集まってスタッフ全員で講習会を開きましょうなんていうことはまずできないです。まずというか、ほぼ不可能ですね。だから、本当に分かりやすい資料を年1回とは言わず、私、前も申し上げたことあるんですけど、忘れた頃にA4 1枚でいいので数を入れていただくとそれなりの認識ができてくると思うんですね。やっぱりそれぐらいちょっと時間はかかると思うんですけども、皆さん、うちの商店会で言っても長いことされてますから、やっぱり粗雑な対応というのはまずないと思っています。私も自分の店ではないと思いますが、やっぱり人も入れ替わりますので、忘れた頃にA4 1枚でいいので一つそういうPR文を商店会にいただけたら一番助かるなというふうに思っております。 以上です。
会長	はい、ありがとうございます。 次は12番、どうでしょうか。
委員	把握できる範囲でということでありましたので、一応ハローワーク茨木において、障害者差別解消法に関する研修を実施した内容。職員向けの啓発活動、研修の状況を報告させていただきました。ハローワーク自体、<u>本分</u>の事業主向けの指導であったり啓発活動というのはやっておりますけれども、ここに記載しておるものについては、あくまで職員向けの研修、啓発活動として記載させていただいております。 国の機関になりますので、不当な障害者差別取扱禁止と、合理的配慮の提供が義務づけになっておりますので、職員に常日頃から理解させるようには

	努めております。 それから合理的配慮の提供ですけども、主に意思疎通のことに関してですね、手話通訳であるとか筆談の実施であるとか支援機関の動向であるとかそういうところを配慮させていただいております。 簡単ですが、以上でございます。
会長	はい、ありがとうございました。 皆さん方からの取組の状況、ここに資料に載ってないところであと2つ、御報告をしたいということで伺ってますので、次はどうでしょうか。
委員	失礼いたします。茨木支援学校の真杉です。締め切りに間に合わず、大変申し訳ありません。 本校の取組としまして、先ほどからお話をずっと聞かせていただく中で福祉協議会のほうの報告とちょっと近いところがあるのかなと思いながら聞いておりましたが、本校小学部・中学部・高等部と3つ学部があるんですが、通しまして他校、あるいは地域との交流活動というのをすごく大切にしております。その中で、お互いのよさを知って、本校の児童生徒のことも知ってもらって認め合っていく関係づくり、その中で、将来的にそういう差別解消に向けたものになっていくと信じてやっております。小学部でしたら、近くの福井小学校と交流活動しております。中学部は平田中学校、なぜ平田中学校かというところも随分歴史があるのですが、ずっと作品交流等続いております。高等部は以前、春日丘高校と交流活動を生徒会がやってたんですが、去年から福井高校。やはり近くにある高校と交流していこうということで、ボッチャ交流なんかを中心に活動をしております。 あと福井地区の方とも芋苗植えをしたり、ボッチャ大会をしたりということで茨木高槻交通さんとも協力して、いろいろ本校児童生徒のことを知っていただく機会を設けております。
会長	はい、ありがとうございました。 続いて閑喜先生。
委員	梅花女子大学の閑喜と申します。私のほうでも間に合わなくて、すみませんでした。失礼いたしました。

	本学における合理的配慮については、授業と定期試験における配慮申請というのと、それから施設設備等については個別対応で学生部というふうに担当部署が分かれているんですが、そのようにして実施しています。全学生の数%の学生が配慮申請のほうを提出しています。中身が物すごく幅広くなってきました、コロナ後なんですけども特に増えたのがオンライン授業を希望するということで、その理由は社交不安であったりとか、そういうふうなことです。視線恐怖症になったとか、そういうふうなことでなかなかそのときから回復、体も気持ちも回復せずにいる人というのはたくさんいるということ。あとはリスニング免除であったり、グループワーク免除であったり、授業中の指名をしないでほしいというふうなことであったり。人前での発表をしないようにとか。そういうふうなのが増えたなという感じがあります。 それに対して、できるだけと言うとおかしいんですけど、教員のほうも実施をしているんですが、教員のそういう共有というか、どのようにして実施していくかという共有の場が大学なんかはなかなかなくて、それが難しい点かなというふうに思っています。例えば、発達障害のある学生から、注意を向けることの困難があるので同時処理は困難なので、聞く時間と書く時間とを授業の中では分けてほしいというふうなことがあると。それだけじゃなくて、そうすると同時にできないので授業資料に書き込み式の授業資料を用意している先生については、授業が終わってから正解を全部書いたものをもう一度ネットでアップしてほしいと。授業の前にもアップしておいてほしいと。あるいは授業の録音、録画をしたものを授業後にアップしてほしいと。そういうふうなのが個々にやっぱり必要な配慮というのがあるので、そこに対してどこまで応えていけるかというので、すごく困難に感じている先生たちもいて、それはやっぱり学生との話し合いで、こういうことだったらできるというふうなことで私なんかは相談して「これでいいですか」みたいな、「それでもいいかな」というふうな話をして進めていっているということがあります。 あとは、私は特別支援教育の担当なんですけれども、個人的には研修ですね、そういう特別支援教育に関する研修に認定こども園とか幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校のほうに参らせていただいているんですけども、この前期で10数件あったのは、やっぱり通常の学級における合理的配慮というところがすごくテーマになっていて、インクルーシブ教育推進に向けて、その研修をするというのがすごく増えています。それに絡んで個別の指
--	---

会長	導計画の作成といったようなことで、一人一人に必要な教育的ニーズに応じた支援を提供していくというところには必ず合理的配慮というのが入ってきますので、そのところの研修がすごく増えてきているというのは感じています。 以上です。 はい、ありがとうございました。 発言できていない方はいらっしゃいますか。いいですね。 そうしたら、今各委員のほうから取組の状況についてお話しいただいたわけですけど、少し質問とか御意見とか、あるいは先ほど少し商店会のほうからもありましたようにこどもからみたいなのはいいと思う、みたいなのも含めて御発言いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。 住んでる地域の中でどう双方の理解を図るのかとか。あるいは、その双方の理解を図っていくときに教育も含めてですね。幼少期というか、学童期のところからそういう交流が学校や日常的なところでの企画での交流や、そういうふうなことがそれぞれのところで行われているということが報告されていたかと思うんですけど、実際に何か取り組まれてどうだったのか、みたいなのところの反応とか、あるいは反響というか何かこどもたちがどう変わったのかを含めて何か聞いているところとかありますでしょうか。あるいはお母さん方が変わったとか、見方が変わったとか何かもし把握しているところがあれば少し御発言いただければと思うのですが、いかがでしょうか。 社協さんのところはどうか。何かこう。なかなか評価というのは難しいのかもしれないですけど、こどもたちの姿からでしかやっぱり評価できないかなと思ったりもしてるので、どうでしょう。
委員	そうですね。学校の先生ではないですけども、そのときに先生から後日、とても勉強になりましたとか、あと生徒さんから感想等いただいて、それを共有していくようにしています。学校現場ってどうしても時間が限られているところがありまして、前年に実施した小学校が次年度もまたお願いしたいというところもありますけども、なかなかお互いを認め合う、福祉教育というところを「この時間だけでやってください」みたいな形で、もう少し時間が欲しいですとか、こういうことを伝えたいんですというところで調整をさせていただくんですけども、そこで思いがなかなか伝わらなかったりとかで

	すね。先生たちも思いはあるんだと思うんですけど、学校でも忙しいと思うので、そこでなかなかこちらが思い描いてることが、全て実現できるかといいますか、時間を取ってもらえるかというとなかなか難しいこともございますけれども、それが理解がある学校なんか、理解がない学校ってそういうふうには言いたくはないので、そういったところ小学校、中学校ですかね。中堅の職員研修というのがありまして、学校の先生を呼んで研修するんですけど、それが昨日ございました。学校関係の大阪教育大学とかで教鞭を取っておられた講師の先生を呼んで学校のほうにも、先生たちにも理解をいただこうと。お互いを認め合うというところで、その授業の中でやっぱり当事者の方も参加していただいたり、あとは地域の方も入っていただいたりとかして、みんなで一緒に学んでいこうよという、そのよさというのをお伝えさせていただいて。昨日も六條さんにも御協力をいただいて、先生たちに理解をいただくという形で、活動はしております。ですので、また今年度も依頼がたくさん来るか、どうかというところではあると思いますけども、4年度に関しては小学校19校から依頼をいただいて、中学校は2校でした。32の小学校がありますので、また依頼をいただいたら。もちろん皆様にも協力をいただきながら実施していきたいと考えております。
会長	はい、ありがとうございます。 先ほど六條さんの「小学生にはインパクトがあって」というふうな御発言がありましたけど、もう少しそのあたり教えていただけますでしょうか。
委員	なかなか車いすは見たことがあっても、電動車いすって見たことがなかったりとかしてて、すごい目をまん丸にしてみんなで見てきはるなというのがあったりとか、どういう暮らしをしてるのかとか、どんなことが好きなのかとか、結構素直に聞いてくれるので、素直に答えていくということがすごく大事ななと思っています。 一番すごく印象に残ってるのは、小学校の中に歩行器の当事者の方がおられて、みんなで遊ぶということがなかなか難しくて、できてなかったりとかしてたんですけども。ドッジボールをみんなでしょうと言って、何人かの生徒さんに車いすに乗ってもらって、1回ドッジボールしたんですね。やっぱり車いすの人はできへんということになって、じゃあどうやったらできるかというルールを変えてみようと、その人ができるように。そしてこどもさん

	からは「車いすに当たったらこれはセーフや」とか「ボールを投げるときは、渡してあげよう」とかいうこどもからの視点がすごく考え方があって、それがすごく大事で。それから次に2回目やったら、すごくみんなができたという。歩行器の当事者の方もすごく笑顔で楽しんだりとかしてて、また終わってから何日かして、社協さんを通じて小学校の先生方で結構そういう楽しんでおられたし、またそういう楽しむことがまたほかのときにも楽しんでもらえたということが聞けたので、そういうことが聞けたのがすごくうれしかったなと思います。またほかの学校からも「また来てください」というふうに2年連続で声をかけていただいたりしてまして、それは車いすだけでなく視覚障害の方やったら、この包丁で料理することができてたりとかして、そこをすごく見てもらったりとかされたりとかして、結構いろいろ初めて見ることなので、それを見てもらうことがすごく大事なかなと思って。それから不思議と思われるけど、初めて見たことがなかったら不思議やろうなっていう、そこがすごく大事なところかなと思ってます。 はい、以上です。
会長	はい、ありがとうございます。 あと、どうでしょうか。発言の中には例えば、商店会さんのように忘れた頃にPRするとか、アピールするような仕掛けが要るのではないかとか。あるいは当事者の方からは、効果的に浸透するためにはどういう取組がいいんだろうか、というそういう御発言もありましたけど。何かそういった発言を踏まえて御意見ある方とかいらっしゃいませんか。あるいはヘルプマークの取組なんかを通して、もうちょっとそういう浸透ということをどう効果的に浸透するということをどう考えているかみたいな。 はい。
委員	ヘルプマークはやっぱり周りの人から何か手助けできることないですかと声かけやすいという意味では非常に効果的ではあるとは思いますが。例えば、若い女性でヘルプマークをつけてて何かトラブルに巻き込まれへんかなとか、ちょっとそういうことも非常に……。僕は娘が障害があって、今26なのでやっぱりちょっとね。ヘルプマークをつけさせて歩かせるのがちょっと心配が当事者としてはあるんですね。確かにヘルプマークはいいねんけど、いい面とそういう心配とが両方あるものですからちょっと気になると

会長	いうかね。どんどんヘルプマーク進めたらいいやんとか、浸透させたらいいやんという、ほとんど問題はないんでしょうけどね。万が一、そういうことで目をつけられてとかいうことで何かということが……。何か違う手があったらなと思うところはあります。 以上です。 はい、ありがとうございます。 何かこのあたりで少しもうちょっと発想の転換とか、何かそういうところも要るんじゃないかということも含めての御発言だったと思うんですが。 ほかに何かないですか。出た御意見たくさんあったかと思うんですが、このことはやっぱり大事だとか、あるいはこういうことをもっと進めようじゃないかとか。あるいは障害者歯科がもっとたくさん増えてほしいとか。何か、そういう何ていうんですかね、差別されたとかそういう不公平な目に遭ったとかいうふうなことだけではなくて、そういうふうなことが起こらないためにどういうことをもっとしていくのか、みたいな視点から御要望や御意見なんかもあるといいのかなと思いますし。そういう点では、こども時代から障害のある方、人と触れ合いながら、あるいは対話しながら、あるいは一緒に楽しみながら理解を深めていって、その障壁みたいなもの、偏見みたいなものについては下げていくというふうなことが大事だということと。そのときに何かしら効果的なヘルプマークというのか何なのかちょっと分かりませんが何かそこはもう少し議論や検討は要るんだと思うんですけど。細かい、いろんな専門的なことよりは少し割と分かりやすく、こういう配慮は要るよね、みたいなことができる地域になれるような何か工夫が要るのではないかというふうな御意見が何人かから取組を通してあったのではないかと思います。
委員	商店会の肥田です。今、永田委員がおっしゃっていただいたのはごもっともだなと思って聞いておりました。それで少し思ったんですけど、例えば、商店に入ります。入ったときに、ヘルプマークみたいなのを商店に置いておくと、それを取ってもらって着席してたくなりなんなりをしていただくと店の者には非常に分かりやすい、それなりの対応もできると。もちろん盲の方とか、すぐ分かる場合はこれはまだいいんですけども発達障害の方とか恐らく分からないと思うんですよ。障害の程度によっていろいろあるとは思

	んですが、うちにも1人発達障害の子がいるんですけど、採用したときにはもう全く分からなかったの。だから、何か手助けしたいなと思うのは、お店の側も十分思っておりますので、何かそういう取組を店側も一緒になって考えさせていただきたいなと思います。お金のかからない範囲で分かりやすい。市の予算でやるのか、商店会の予算でやるのか、どっちにしる安いほうがいいので、そういう仕組みがあってもいいかなと思います。
会長	はい、ありがとうございました。 はい、では。
委員	昨日、当事者委員でヘルプマークのことで30分ぐらい話したんですが、思ってたのがヘルプマークに関しては、そのヘルプマークのことを全く知らない人っていうのは、もう茨木市は福祉に力を入れてるけど、ほかのもう全然違うところは全く「ヘルプマークて、何それ」というふうな人ってたくさんいると思うんですけど。道を歩いているときでも、自分もそうですけどはらはらはらはらしてるときというのは、たまに普通に昼間、日中歩いているときだったら違う地域というか、違うところ行ったらはっとする時もあったり、梅田とか全然知らないところに行ったとき、そこで自分が相手に何をヘルプ。対人恐怖とかある人って、やっぱりどこも行けない。ひきこもりの人とか誰に何をヘルプしたらいいかというのが。受入れ体制もなく、です。これ以上、あまり言うたらまた、はい。だからヘルプマークのことを知らなくて息を引き取った方も……。この辺で、はい。
会長	はい、ありがとうございます。 日常生活の部分で少し困られている、障害によって困られていることがあったりする場合に、そのことをヘルプマークで御本人さんが表現ができるかどうか。あるいは、そのことに対して抵抗感があるか、ないかみたいなことも含めて、どういうふうな形でそういうお互いが割と気軽に、あるいは抵抗感なく手助けをしたり、されたりということが出来るのかみたいなことにマークがどういうふうな、位置にあるのかみたいなことも含めて何となく当事者の方の御意見も含めて深めていきたいところではあるかなと思っています。助けをしたい側と実際に助けを求めている側との、いわゆるマッチングというたら何か軽いけど、つながりみたいなことをどうできるかということ

委員	ころでもあるのかなと思います。 はい、どうぞ。 すみません。支援センター菜の花からですけれども、ヘルプマークに関しては、うちの利用者さんとも結構、アンケートをしたということで自分たちにとってヘルプマークって、どう感じるかというのは結構お話しする機会がありまして。やっぱりすごく悩んでやはり、つけるか、つけないかというのも。メリットも分かるし、ちょっと自分にとっての受入れがどうかということもすごくありますが、ただヘルプマークの意味を周りの人が知っていてくださるという中で、自分がどうするかって考えるのと。全くそれ自体もよく状況が分からない、つけていても何なのかということで、かえって何だろうということで注目を浴びるとか。あるいは、全く気づいてもらえないかという中で、自分が選択するよりは周りは知っていてくれる中で自分がどう、つけるかつかないかを決めたほうが安心だという声がすごく多く来ています。そういった意味では、このマークの意味というのがこういうのであっても多分、手助けしてほしい内容というのはすごく個別でということで、マークの意味とかマークの存在を知っていただくというのは、すごく当事者部会の取組としては助けになるね、というお話を中ではしていますので。まずちょっと土台のベースアップができるとすごくいいなというふうに思っています。
会長	はい、ありがとうございました。 まだまだ御意見があらうかとは思いますが、ちょっと時間も時間なので、ここで一旦切らせていただきたいと思います。ただ、今の時間の中で出てきていたのは、何ていうんですかね。今の御発言にあったように地域やその地域の周りの人たちがヘルプマークなのか何なのかにもよるんですけど、今、ヘルプマークの話でしたのであれですが、ヘルプマークの意味みたいなことが理解できると接近ができる。あるいは、接点ができる。あるいは、積極的に手助けができる。あるいは声かけができるというふうなことに繋がっていくのではないかと。だから、ヘルプマークがどうのこうのというよりは、みんなにその意味をきちんとまず知ってもらって、そのことで使う側の逆にいろんな偏見や不安や、いろんなものを逆になくしていくということもあるのではないかとということも含めて、何かしらそういう地域の中でより

事務局	何ていうのかな。差別、あるいは偏見みたいなことにつながらない土壌をどうつくっていくのか、みたいなことがそのヘルプマークのことしかり、小学校への体験学習しかり。そういうふうなことで、もう少しいろいろと議論をもっと深めていく必要があったんだろうなと思いますが、何せ時間も時間になって僕の進行が悪かったので申し訳ありません。このあたりでまたちょっと、なかなか地域のそういう障害のある人たちが住みやすい地域づくり、あるいは差別のない、偏見のない地域にしていくために、その中の大きな柱の一つとして今日の議論をもう少し深めていくことも大事な事かなと思いますので。またどこかでお話ができればいいかと思います。 すみません、2番目のところについては取組の報告からでしたけど、そういうふうな課題というか、目標みたいなことがあるねというふうなことで一旦は締めさせていただきたいと思います。 そうしましたら、3番目です。議題の3番目「茨木市の保健福祉に関するアンケート調査について」ということで報告のほう、お願いします。 障害福祉課 谷口です。 お手元の資料3の冊子を御覧いただければと思います。 このアンケートなんですが、令和6年の4月から始められます本市の行政計画である第5次障害者計画、それから第7期の障害福祉計画及び第3期の障害児福祉計画、そういう計画の策定に当たりまして、障害をお持ちの方のニーズを把握するとともに障害福祉サービスなどを計画的に基盤整備を行っていくための資料を得ることを目的といたしまして、昨年、令和4年10月に実施したものの抜粋でございます。このアンケート結果を踏まえまして、今年度茨木市の障害者施策推進分科会という組織におきまして今申し上げた計画の策定に向けた事務を進めているところでございます。 お手元の資料は抜粋なんですが、このたび実施をいたしましたアンケートの調査項目のうち、障害者に対する市民の理解、権利擁護に関する部分と共生社会の実現に向けたまちづくりに関する部分を抜粋したものです。この協議会におきまして、御参加の各機関が一体となりまして障害者差別の解消に向けた取組を進めるにあたっての参考資料として、障害者の方からいただいた御意見について御報告をいたします。 なお、最初の部分ですね。⑧とあります「障害者に対する市民の理解、権利擁護」に関する部分の項目につきましては、令和3年度になりますが書面
-----	--

で開催いたしました第9回のこの協議会におきまして、当時の委員の皆様から御意見をいただいたところでもございます。なお、この調査の全体ですとか、報告書の全体につきましては、本市のホームページで掲載をしておりますので、恐れ入りますがそちらを御確認いただければと思います。

続きまして、各調査項目の結果についてなんですが、会議時間の都合上、全ての設問についての御説明は割愛させていただきますが、順にピックアップして御報告いたします。

まず資料の2ページを御覧ください。問の40です。「差別や偏見・疎外感を感じる時はどういったときですか」という質問につきましては、「仕事や収入」。それから「街なかでの人の視線」という項目の回答割合が多くなっております。そのほか「交通機関の利用」ですとか、「教育の場」、「店などでの応対・態度」「医療機関での応対・態度」や「茨木市職員の応対・態度」といった項目につきましても一定割合、差別や偏見・疎外感を感じたという回答が見られます。

次に隣のページ、3ページの問の11です。「これまでに差別や嫌な思いをした経験がありますか」という問につきましては、「障害について分かってもらえない」「じろじろ見られたり、指をさされる」「無視されたり仲間はずれにされる」といった項目の回答割合が多くなっております。

続けて、めくっていただいて4ページなんですが、この項目について男女別に集計したものが下にございます。こちらでは、女性において「特にない」と回答された方の割合が男性よりも少なくなっておりまして、今申し上げた「障害について分かってもらえない」「じろじろ見られる」といった回答の割合が高い項目におきましては、おおむね女性のほうが男性よりも高い回答率になっております。統計学的に意味のある、有意な差であるという判定は行っていないのですが障害のあることと、女性であること、複合的なものによる、いわゆる「複合差別」についても留意が必要ではないかと考えます。

次に隣の5ページの問の42です。「差別や偏見を感じたときに相談をしたことがありますか」という問なんですが、「ない」とお答えになった方が全体の76.2%で、「ある」と答えた方が16.9%という割合になっております。このアンケートが、茨木市内の障害者の方の状況を反映しているものとしまして本市に寄せられる差別に関する相談件数を考えますと、差別や偏見を感じたという方が茨木市以外の機関にも相談をされたという事例があるのではないかとというふうに考えられます。

	次にページをめくっていただいて、問の４４です。「障害者への理解を深めるために最も力を入れるべきことは何だと思いますか」という問いにつきましては、「小・中学校での福祉教育の充実」という回答が最も多くありました。次いで「事業者が障害への配慮を行うための費用の助成」「差別を行った事業者へのペナルティ」。それから「障害者自身が社会参加をする」といった項目が続いております。 隣のページ、７ページの問４５です。今後の障害者施策に望むことについてお聞きしたところ一番多かったのは「いつでも何でも相談できたり、サービス調整してくれる窓口を用意してほしい」。次いで「自立した日常生活や社会生活ができるために力を伸ばせるような支援を充実してほしい」。そちらに続いて「障害に対する周りの人の理解を深めてほしい」と回答いただいた人の割合が多い結果となりました。 少しページが飛びますが、１１ページからです。⑪としまして「共生社会の実現に向けたまちづくり」に関する調査項目がこちらになっております。１１ページからの分、問５２としまして、日常の暮らしの中で不快な思いをなされた経験について聞き取りが設定されています。「経験したことがある」と答えた方の割合が多い項目としましては、１１ページの上、①の「まちを歩いている時に「じゃまだ」と言われたことがある」、それからその下の②「受付時に本人ではなく、付き添いに話しかけられたことがある」、それからページをめくっていただきまして、④の「入院時に家族の付き添いを求められたことがある」。続けて隣の１３ページの⑤「まちを歩いている時に、周りからジロジロ見られたことがある」。それから少し飛びますが、１６ページの⑪「通院・診察時に家族や介助者の付き添いを求められたことがある」。こういった項目につきましては、「経験したことがある」と答えた方の割合が多くなっております。 これらの不快な経験をしたことがあると答えた方の多い場面といたしますが、今回の質問項目におきましては主に地域に出かけている場面と、それから医療機関での場面でした。またこれらの場面におきまして、いずれも知的障害をお持ちの方がこういった経験をすることが最も多いという結果になっております。 資料の最後ページ、１７ページには「その他に経験したこと」として御回答いただきました具体例を記載しております。 御説明は、以上です。説明が長くなりましたが、委員の皆様におかれまし
--	---

会長	ではこのアンケート結果を踏まえまして、各機関ですとか、それから地域で取り組むべきことや取り組めることについて御意見ですとかお気づきのことがありましたら頂戴できたらと思います。 以上です。 はい、ありがとうございました。 各機関や所属で議論いただいて、ぜひともここで一度議論すべきだというふうなことなどありましたら、また出していただいたらいいかと思います。読み解いていただきながら大事な部分、あるいはここを中心的に取り組んでいくことが必要だということがありましたら、御意見をいただければと思っています。今日のところは報告を聞いたということにとどめておきたいというふうに思います。 それでは、4番目ですね。「その他の事項について」、事務局から何かありますでしょうか。
事務局	今後の予定なんですが、あっせんの申し立てがございましたら、部会や協議会を随時開催いたします。特になかった場合は、令和6年2月頃に協議会を開催したいと考えております。会議の日程及び内容につきましては、後日調整させていただきます。
事務局	引き続きまして、事務局からです。皆様の取組の中で発表していただいた場面がありましたが、その中で今回、皆様に御回答をお願いしたのがご所属の会や、機関全体の取組を出してくださいということではなく、それぞれ委員の方がそれぞれのその範囲の中で把握されていることをお書きくださいということをお願いをいたしました。一方、御指摘のあったように、資料としては個別の団体がわかるような形での記載となっているものもあり、表示の仕方に再考を要すものもあろうかと思いますので、その点につきましては改めて連絡を取らせていただきまして、調整をさせていただきたいと思います。個別にお話しさせていただければと思いますので御了承ください。 また本日は非常に貴重な御意見いただきました。最後のほうにありました店の中で配慮を受けたい旨の意思表示のマークを作って、それを利用者の選択によって使ってもらうという取組というのは、そのままヘルプマークのデザインで使えるなら使ってはどうかと思うながら聞かせていただき

	ました。また、それをラミネートすれば経費をあまりかけずに作れるのではないだろうかとか、経費がかかるのであれば、市の合理的配慮の助成金も使えるのではないだろうかとか考えながら聞かせていただきました。それを初め、それぞれの機関の個々の取組も、この取組とこの取組はコラボレーションできるのではないだろうかと思うものもたくさんあって、非常に興味深い御意見をいただきました。ありがとうございます。 今事務局から報告がありましたよう、にあっせん事案があれば部会等委員会を随時開催。なければ次回は2月頃に開催とさせていただきます。詳細につきましては、後日事務局から通知されますので、よろしくお願いします。
会長	では、最後にもし事務局からあれば。よろしいですか。
事務局	はい。最後に事務連絡させていただきます。 本日の会議録につきましては、作成後、委員の皆様が発言内容の御確認をいただいた後、ホームページ等で公開する予定でございます。よろしくお願いいたします。 事務局からは以上です。ありがとうございました。
会長	はい、それでは少し時間を5分ほど超過いたしましたけれども、これもちまして本日の協議会を終わらせていただきたいと思います。 皆様、長時間にわたり御協力ありがとうございました。お疲れさまでした。 閉会 (以上)